

ポイント解説速報

# 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について（令和3年度）を公表

金融庁は2021年4月8日、2021年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書に対するレビュー（審査）の実施概要について公表しました。



## ポイント

- 2021年3月期以降の有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項として、以下を挙げている。これらを対象に有価証券報告書レビューの法令改正関係審査を実施する。
  - ・ 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」
  - ・ 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正
- 有価証券報告書レビューの重点テーマは以下のとおりである。これらのテーマに着目して審査対象会社が選定される。
  - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する開示
  - ・ IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(※)(※) 主に指定国際会計基準を任意適用する会社が対象
- 前年度の有価証券報告書レビューの審査結果として、法令改正関係審査及び重点テーマ審査に関する指摘事項が示されている。

## 1. 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項

2021年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項は以下のとおりです。

### (1) 新たに適用となる開示制度に係る留意すべき事項

2021年3月期に適用される開示制度の公表・改正のうち、主なものは「会計上の見積りの開示に関する会計基準」及び「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正です。

後述のとおり、これらの開示内容について、有価証券報告書レビューの法令改正関係審査が実施されます。

### (2) 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項

2020年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書レビューについて、審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項が公表されました。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化が多く企業の経済活動に影響を与えており、決算及び開示に関する業務負担が増加していることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示の審査を重点的に行う一方、重点テーマを絞る（セグメント情報の審査を中止）とともに、重点テーマ審査の対象企業を例年の3分の1程度に減らした旨も公表されています。

#### ① 新型コロナウイルス感染症の影響に係る仮定に関する追加情報の開示の審査

企業会計基準委員会が公表した議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」（2020年4月10日公表、2020年5月11日追補）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響に係る仮定に関する追加情報の記載内容の審査が実施されました。審査結果は、以下のとおりです。

- 追加情報の記載内容の詳細さには幅があるものの、多くの提出会社が追加情報を記載しており、投資家に十分な情報を提供する姿勢が見られた。
- 3月決算会社における追加情報の記載割合は、以下のとおりであった。

有価証券報告書 (2020/3)	第1四半期報告書 (2020/6)	第2四半期報告書 (2020/9)	第3四半期報告書 (2020/12)
70.7%	73.0%	75.5%	74.7%

※日本基準適用会社における集計

- 法令改正関係審査において、追加情報を記載しない会社のうち79%が「新型コロナウイルス感染症の影響が軽微」と回答している。
- 追加情報を記載していない理由として、「他の項目に記載しており重複を避けるため（12%）」や、「見通しが全く立たないため（8%）」といった回答があったが、これらの理由が追加情報を記載しない合理的な理由となるかどうかは慎重に検討する必要がある。

## ② 法令改正関係審査

2019年1月に施行された改正開示府令に基づき、有価証券報告書（「経営方針・経営戦略等」、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」及び「監査の状況」）の記載内容が適切かどうか審査されました。

これらの審査における主な指摘事項は以下のとおりです。

審査項目	主な指摘事項
経営方針・経営戦略等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経営環境について、経営者の認識に関する記載がない。例えば、新型コロナウイルス感染症が経営環境に及ぼす影響など、直近の状況を踏まえた具体的な説明がない。</li> <li>■ 主な事業と関連付けた経営方針・経営戦略の記載がない。</li> </ul>
事業等のリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経営環境等の変化が想定される場所、過年度から記載内容の見直しがされていない。例えば、他の記載箇所に新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた旨の記載があるものの、事業等のリスクでは一切触れられていない。</li> <li>■ 記載されている事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、影響の内容、リスクへの対応策、などの具体的な記載がない。</li> </ul>
MD&A	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 複数セグメントを有するにも関わらずセグメントに紐づけた説明がない。</li> <li>■ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定に関する項目がない。</li> <li>■ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定に関する項目はあるものの府令で求められる具体的な内容の説明がない。</li> </ul>
監査の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 監査役等の活動状況の記載が形式的な内容（会議に出席、書類の閲覧、等）にとどまる。</li> <li>■ 監査役等の具体的な活動が読み取れない。</li> <li>■ 監査法人の継続監査期間の記載がない。</li> </ul>

上記の他、それぞれの審査項目に対応した「留意すべき事項」、「新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示のポイント」、「好事例」や「改善の余地があると考えられる開示例」なども公表されています。

## ③ 重点テーマ審査

重点テーマ審査の主な審査内容や指摘事項は以下のとおりです。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、セグメント情報に関する審査は中止されました。

重点テーマ	主な審査内容
IFRS第15号 「顧客との契約から生じる収益」	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 収益の分解</li> <li>■ 契約残高</li> <li>■ 履行義務</li> <li>■ 残存履行義務に配分した取引価格</li> <li>■ 履行義務の充足の時期の決定</li> <li>■ 取引価格及び履行義務への配分額の算定</li> <li>■ IFRS第15号の適用における重要な判断</li> <li>■ 実務上の便法</li> </ul> <p>なお、収益に関する見積りを伴う判断に関する開示についても、IFRS第15号に関連する開示として審査の対象に含められている。</p>

IFRS第15号では、開示目的（第110項）を規定したうえで、「企業は、開示の目的を満たすために必要な詳細さのレベルと、さまざまな要求事項のそれぞれにどの程度の重点を置くべきかを考慮しなければならない」（第111項）としていることを踏まえ、本年度の重点テーマ審査では、不備の指摘を主目的とせず、より充実した開示に向けた対話を重視した旨が示されています。

(a) 一般的な留意事項

項目	留意事項
一貫性のある開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個々の開示内容は基準に従った開示と考えられる一方、項目間の関係性を読み取れない事例が見られた。個々の開示要求に対する形式的な対応にとどまらず、関連する開示が全体として開示目的を達成するための十分な情報となっているか検討することが求められる。</li> </ul> <p>(改善の余地があると考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 履行義務に関する情報の説明と収益の分解に関する情報の区分が異なる。</li> <li>・ 履行義務に関する情報とそれが契約残高に与える影響の関係性が明確ではない。また、どの履行義務と関連する契約残高であるかが明確ではない。</li> </ul>
開示の要否の判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 以下の理由により、基準で求められている開示を省略している事例があるが、これらは開示を省略する理由として適切ではないと考えられる。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊な履行義務ではないため</li> <li>・ 業界慣行に従い処理しているため</li> <li>・ 日本の会計基準による会計処理と差異がないため</li> </ul>
重要性の判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 重要性の判断は開示目的とともに考慮すべきであり、重要性がないとして要求されている開示を省略する際には、その省略によって開示目的の達成に必要な情報の理解も困難になっていないかどうか検討することが求められる。</li> <li>■ 重要性が乏しい事項について、開示されている定量的情報等からその旨を読み取ることができない場合は、重要性が乏しいことが分かるように簡潔な説明を加えることも有用と考えられる。</li> </ul>

(b) 項目別の留意事項

項目	改善の余地がある事項
収益の分解 (第114項、第115項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 収益の分解情報と収益の分解情報以外の情報（特に履行義務の内容）との関係について、十分に理解できるような説明がない。</li> <li>■ 分解した収益とセグメント情報の関係について十分な説明がない。</li> <li>■ 顧客との契約から認識した収益とその他の源泉から生じた収益が区分されていない。</li> </ul>
履行義務 (第119項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 履行義務の充足時期の説明が、基準の表現の転記等の抽象的な内容にとどまっており、企業特有の収益の認識態様が具体的に説明されていない。</li> <li>■ 履行義務に関して、重大な支払条件（通常の支払期限、契約に重大な金融要素があるかどうか、対価の金額に変動性があるかどうか、等）が説明されていない。</li> <li>■ 主要な履行義務の内容に関して、抽象的な説明にとどまっており、企業固有の取引内容や履行義務が具体的に説明されていない。</li> <li>■ 代理人取引が存在することは示されているが、どの履行義務において代理人として取引しているかが説明されていない。</li> </ul>

項目	改善の余地がある事項
残存履行義務に配分した取引価格 (第120項、第122項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 残存履行義務に配分した取引価格に関して、企業がいつ収益として認識すると見込んでいるのかについて、最長と考えられる期間のみ説明している。</li> <li>■ 残存履行義務に配分した取引価格に関する開示に関して、第121項の実務上の便法を適用しているかどうか、及び、顧客との契約からの対価のなかに取引価格に含まれていないものがあるのかが説明されていない。</li> </ul>
履行義務の充足の時期の決定 (第124項、第125項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一定の期間にわたり充足する履行義務について、収益を認識するために使用した方法やその使用した方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる理由に関する説明がない。</li> <li>■ 一時点で充足される履行義務について、顧客が財又はサービスに対する支配をいつ獲得するのかを評価する際に行った重要な判断に関する説明がない。</li> </ul>
見積りを行う判断 (IAS第1号第125項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ (連結) 財務諸表に重要な影響を与える会計方針を適用する過程で行った見積りを伴う判断に関する情報として、収益認識に係る会計方針や注記の項目全体を参照先として記載しているが、参照先において当該判断が具体的に説明されていない。</li> </ul>

## II. 有価証券報告書レビューの実施について

2021年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書レビュー（審査）の実施概要は以下のとおりです。また、過去の有価証券報告書レビューにおいて、フォローアップが必要と認められた会社についても別途審査が実施されます。

### (1) 法令改正関係審査

2021年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の提出会社を対象として、以下の会計基準に係る開示内容を審査することとしています。

- 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」
- 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正

有報提出会社は、[金融庁のホームページ](#)に公表された所定の調査票に必要事項を記入し、当該調査票を財務局等に提出することとされています。

### (2) 重点テーマ審査

以下のテーマに着目し、2021年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の提出会社から審査対象会社を選定することとしています。

重点テーマ	主な審査内容
新型コロナウイルス感染症に関する開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新型コロナウイルス感染症に関連する非財務情報（「経営方針・経営戦略等」、「事業等のリスク」、「MD&amp;A」）、及び、財務情報（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」に基づく注記、「追加情報」）の記載を審査する。</li> <li>■ 新型コロナウイルス感染症の影響に関する将来の見通し等については、企業間で異なることも想定されるため、将来の見通し等の妥当性自体を審査することは予定していない。</li> <li>■ 企業間で異なる将来の見通し等がありうるとの前提のもと、それらの企業特有の状況や考え方を投資家等が十分に理解できるように具体的に開示されているかどうかを審査する。</li> </ul>
IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 指定国際会計基準を任意適用する会社を対象に、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用状況を審査する。</li> <li>■ 会計処理や連結財務諸表の表示に加え、注記も審査対象とする。</li> </ul>

審査対象会社には、個別の質問状が財務局等から送付されます。質問内容には、上記の重点テーマ以外の事項が含まれる場合があるほか、必要に応じて根拠資料の提出も求められます。質問状に対する回答期限は2週間程度であり、回答内容について、法令等及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らして、会計処理や開示の適正性等が審査されます。回答内容に不明点や疑問点が残った場合、財務局等から追加で質問を受ける場合があるとされています。

### (3) 情報等活用審査

上記に該当しない場合であっても、適時開示や報道、提供された情報等を勘案して審査を実施することとしています。

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IASB for SMEs®」、「IAS®」及び「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。